

議案第50号

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月2日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、選挙運動に係る自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（平成5年調布市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、
同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」
を「31万6,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。